

名古屋フルブライト・アソシエーション会則

制定 1983年10月1日

改正 1993年6月5日、2009年5月30日、2012年10月14日

第1章 総則

- 第1条 本会は、名古屋フルブライト・アソシエーションと称し、英文を Nagoya Fulbright Association と称する。
- 第2条 本会は事務所を名古屋に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員の経験、情報をもとに、より一層の啓発を図り、日米親善および相互理解を増進することを目的とする。
- 第4条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員、シニア会員とする。
- 第5条 1. 正会員：ガリオア・フルブライト奨学金のグランティー
2. 準会員：フルブライト奨学金のグランティーで日本に滞在しているアメリカ人
3. 賛助会員：本会の目的に賛同し、役員会の承認を得た者
4. 名誉会員：正会員のうち、本会に特別の貢献をし、役員会の承認を得た者
5. シニア会員：正会員のうち、本人の申し出があり、役員会の承認を得た者

第2章 事業

- 第6条 本会は次の事業を行う。
1. 会員相互の交流、親睦を深めるための活動
 2. フルブライトその他の奨学金を受けて渡米するグランティーへの指導、援助
 3. 日本に滞在するフルブライトグランティーの研究活動 および滞在中の生活への指導援助
 4. その他日米相互理解を深めるための活動および役員会で必要と認めた事業

第3章 総会

- 第7条 総会は毎年1回開催する。その他役員会で必要と認めた時には、臨時総会を開催することができる。

- 第8条 総会では、次の事項を行う。

1. 事業報告、収支予算、決算の承認
2. 役員の選出
3. その他の本会運営のための重要事項の議決

- 第9条 議決は出席正会員の過半数をもって成立する。

第4章 役員

- 第10条 本会には、会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事を置く。

- 第11条 任期は2年とし、役員の再選を妨げない。

第5章 会計

- 第12条 本会の運営資金は、会費および寄付その他の諸収入をもって、これにあてる。

- 第13条 正会員の年会費は 3,000円とする。

名誉会員およびシニア会員のうち申し出があった者は、年会費を免除される。

賛助会員（法人）は1口 年 10,000円とする。

賛助会員（個人）の年会費は 3,000円とする。ネットによる連絡を希望する場合には 終身会費 10,000円とする。

- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。